

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立福祉人材研修センター）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平井伸治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立福祉人材研修センター
- 2 指定管理者 鳥取市伏野1729番地5
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
会長 藤井喜臣
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 理由 福祉人材研修センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指定管理者として指定しよう
とするものである。